

徳島県個人情報保護審査会答申第46号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年5月18日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日8階こうわんの〇〇〇が1階じょうほう公開室に刑事をよんだ理由かわかる文書」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年5月19日、実施機関は、当該保有個人情報については、不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成28年11月15日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書並びに審査庁で行われた口頭意見陳述結果記録における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 〇〇〇といっしょに刑事が1階にきて私を刑事がおどしたので理由がわからないから個人情報開示請求したのに拒否されたため。
- (2) 文書を作成しておくのが当たり前だ。人事異動で引継ぎをしても、文書がなければ引継ぎはできない。

- (3) 工事の書類であれば、何年度の分として引継いでいっている。そのように引継いでいかなければならない。
- (4) 当時の担当者は、文書を作成せずにのらくらで日々過ごしてよいのか。一日の行動を月給をもらっていたら書くべきだ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明等を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月〇日、審査請求人が情報公開室に来られた際に、運輸政策課港湾空港経営室の〇〇〇（以下、「当該担当者」という。）が、〇〇〇課本務で〇〇〇課に在籍している警察官の身分も有する職員（以下、「当該職員」という。）と一緒に対応を行った。
- (2) 本件請求は、上記の対応時に、当該担当者が当該職員を同席させた理由が記載された文書の開示を求めたものである。
- (3) 通常、来客対応を職員の誰が、何名で行うかは、案件に応じて判断しており、日常業務の一環であるため、理由を逐一、文書に残す類のものではなく、当該担当者は本件請求に係る文書を作成していない。
- (4) したがって、本件請求に係る個人情報保有していないため、徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定に基づき開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を作成しておらず不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「平成〇年〇月〇日8階こうわんの〇〇〇が1階じょうほう公開室に刑事をよんだ理由かわかる文書」であり、審査請求人が平成〇年〇月〇日に情報公開室を訪れた際、対応に当たった当該担当者が当該職員を同席させた理由を実施機関が記録した文書と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関における来客対応に関し、日常業務の一環として対応する場合は、その時々判断により、必ずしも文書が作成されるものではないと考えられる。

イ 本件に係る対応に関しては、情報公開室での窓口対応であり、日常業務の一環であるため、理由を逐一、文書に残す類のものではなく、文書を作成していない

との実施機関の説明に、特段、不合理な点は認められない。
 ウ よって、本件請求に係る保有個人情報について不存在を理由として実施機関が行った本件決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年11月15日	諮 問
12月26日	審 議 (第87回審査会)
平成29年 2月 2日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第88回審査会)
3月21日	審 議 (第89回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者